

足立区公共施設等整備基準 新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区公共施設等整備基準</p> <p>第1条～第7条 (省略)</p> <p>(まちづくりへの貢献)</p> <p>第8条 (省略)</p> <p>2 <u>敷地内の通路等を除き</u>歩道のない道路に面する敷地には、原則として、幅員2.0メートル以上の自主管理歩道又は公開空地を設けるものとする。<u>ただし、接道部緑化を含む場合は、緑化部分の幅は0.5メートル以内とし、歩道の幅員は1.5メートル以上確保するものとする。</u></p> <p>3 (省略)</p> <p>第9条～第10条 (省略)</p>	<p>○足立区公共施設等整備基準</p> <p>第1条～第7条 (現行のとおり)</p> <p>(まちづくりへの貢献)</p> <p>第8条 (現行のとおり)</p> <p>2 歩道のない道路<u>(敷地内の通路等を除く。以下この項において同じ。)</u>に面する敷地において整備を行うときは、原則として、<u>次に定めるところにより、</u>幅員2.0メートル以上の自主管理歩道又は公開空地を設けるものとする。</p> <p><u>(1) 新築、改築、新設、築造及び増築を行う場合には、道路に接する各境界部分に設けること。</u></p> <p><u>(2) 改修又は改良を行う場合は、道路との境界部分のうち、工事を行う範囲に設けること。</u></p> <p><u>(3) やむを得ない特段の事情がある場合は、協議を行った上で別に定める理由書を添付して申請すること。</u></p> <p><u>(4) 接道部緑化を含む場合は、緑化部分の幅は0.5メートル以内とし、歩道の幅員は1.5メートル以上確保するものとすること。</u></p> <p>3 (現行のとおり)</p> <p>第9条～第10条 (現行のとおり)</p>

改正前	改正後
<p>(ユニバーサルデザインの整備方針及び基準)</p> <p>第11条 (省略)</p> <p><u>3 (追加)</u></p> <p>第12条～第44条 (省略)</p>	<p>(ユニバーサルデザインの整備方針及び基準)</p> <p>第11条 (現行のとおり)</p> <p><u>3 公共施設等の整備を行うに当たっては、障がい者及び高齢者等の意見の聴取及びその反映に努めること。</u></p> <p>第12条～第44条 (現行のとおり)</p> <p><u>付 則 (5足都都発第〇〇〇〇号 令和6年3月29日 区長決定)</u></p> <p><u>この基準は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>